序章 はじめに

1 都市	計画マスタープランとは2)
1 – 1	都市計画マスタープラン策定の背景と目的 2	?
1 – 2	都市計画マスタープランの役割 2	?
1 – 3	都市計画マスタープランの位置づけ3	}
2 計画	の概要 ······ 4	
2 - 1	計画対象区域 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ļ
2-2	計画期間・目標年次	ļ
2 - 3	計画の構成	1

1 都市計画マスタープランとは

1-1 都市計画マスタープラン策定の背景と目的

鳥栖市都市計画マスタープラン(以下、「本計画」という。)は、都市計画法*第 18 条の 2 「市町村の都市計画*に関する基本的な方針」として鳥栖市(以下、「本市」という。)が定める計画です。

都市を取り巻く状況は、少子化や高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化するなかで、これらの課題に対応した都市づくりを総合的かつ体系的に進めていくため、将来の望ましい都市像を明確にし、必要な施策や事業を総合的かつ体系的に展開していくことが必要となります。

本計画は、これらの都市づくりの指針として、目指すべき都市像と取り組みの方向性を示し、市民、事業者等、行政がそれらを共有しながら実現していくことを目的としたものです。

1-2 都市計画マスタープランの役割

本計画の役割は、以下のとおりです。

都市の将来像を示します

概ね 20 年後を見据えつつ、まちの特性や課題を把握し、長期的視点に立って本市の将来の姿や実現に向けた方向性を示します。

都市計画の方針となります。

土地利用、市街地整備、交通体系、自然環境、都市施設*、防災・防犯といった都市計画に関する基本的な方針を定め、個別の都市計画決定・変更や施策・事業を進める際の指針となります。

都市の 将来像

都市計画マスタープラン

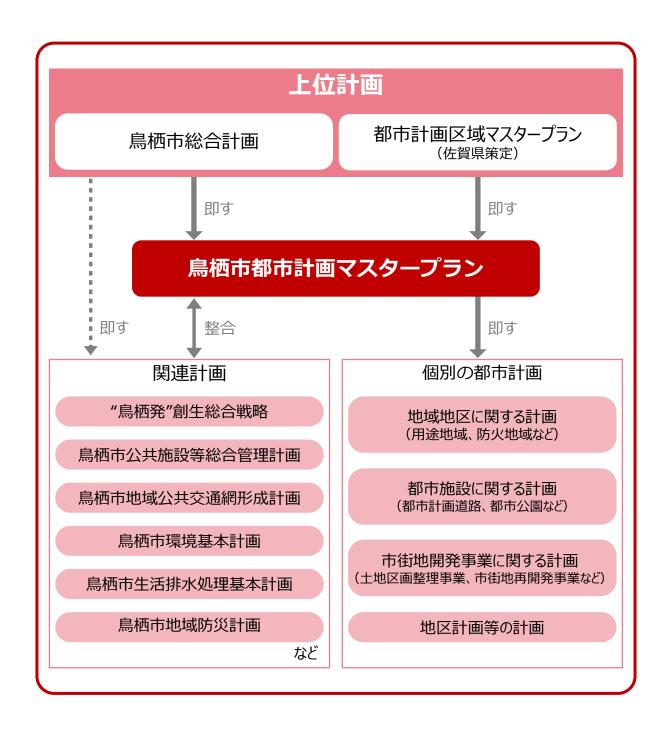
都市計画 決定の方針 方向性等 の共有

協働の都市づくりへの理解を深めます

市民、事業者等、行政など多様な主体が都市の課題や方向性を共有することにより、都市計画の決定・変更や各種の施策・事業を円滑に進めることが期待できます。

1-3 都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、上位計画である「鳥栖市総合計画*」「鳥栖基山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)*」に即すとともに、市の関連計画との整合を図りながら定めます。



2 計画の概要

2-1 計画対象区域

本計画は、本市の長期的な都市計画の方針を示すものであることから、計画対象区域は、鳥栖市全域(71.72 平方キロメートル)とします。

2-2 計画期間・目標年次

本計画に示す都市計画及び都市づくりには長い期間を要することから、概ね 20 年間を計画期間とし、目標年次は 2040 年度(令和 22 年度)とします。

令和 2 年度

令和22年度

鳥栖市都市計画マスタープラン

2-3 計画の構成

本計画は、本市の現況及び都市づくりの主要な課題を整理した「現況・課題の整理」、 市全体の将来都市像や将来都市構造、分野別の方針を定める「全体構想」、全体構想を 踏まえ地区ごとのまちづくりの方針を定める「地区別構想」、将来都市像の実現に向け た考え方を定める「都市づくりの推進」により構成します。

▼鳥栖市都市計画マスタープランの構成

1章

現況・課題の整理

全国的な社会情勢の変化や上位計画等を踏まえ、本市の現況及び都市づくりの主要な問題点・課題を整理しています。

2章

全体構想

〇都市づくりの方針

目指すべき将来都市像と基本方針を定めた上で、それを実現する将来都市構造を示しています。

〇分野別の方針

各分野に関する方針を整理しています。

土地利用

市街地整備

交通体系

自然環境

都市施設

防災·防犯

3章

地区別構想

市内を8地区に分け、全体構想を踏まえ、地区ごとのまちづくりの方針を示しています。

鳥栖地区

鳥 栖 北 地 区

田代地区

弥生が丘地区

若 葉 地 区

基 里 地 区

麓地区

旭 地 区

4章

都市づくりの推進

協働による都市づくり、都市計画制度等の活用、都市づくりの取り組み体制など、将来都市像の実現に向けた基本的な考え方を示しています。